

虐待防止マニュアル

(目的)

第1条

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、株式会社ブッソールが運営する児童発達支援・放課後等デイサービス多機能型事業所やんちゃkids東筑山形（以下「施設」とい。）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

第2条

「虐待」とは、当施設の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- 1, 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- 2, 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3, 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の職員としての監護を著しく怠ること。
- 4, 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(虐待防止対応責任者)

第3条

虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。

2 虐待防止対応責任者は、管理者とする。

(虐待防止受付担当者)

第4条

児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という。）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。

2 虐待防止受付担当者は、管理者が兼任する。

(虐待報告等の受付)

第5条

虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること。

2 虐待防止受付担当者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付 経過記録書」を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。